

東大和市街づくり条例の一部を改正する条例

東大和市街づくり条例（平成22年条例第17号）の一部を次のように改正する。
第2条第1号ア中「第10条の3」を「第10条の4」に改め、同条第2号イ（ア）を次のように改める。

（ア）敷地の面積が500平方メートル以上の建築物（敷地の所有者が当該敷地を含む一団の土地を所有する場合は、当該一団の土地の面積が500平方メートル以上であるときにおける建築物）

第2条第2号ウを次のように改める。

ウ 自動車駐車場（車路、通路その他の自動車駐車場の用に供する施設を含む。）

で、その土地の面積が500平方メートル以上のものの設置

第2条第4号ア中「（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の規定により市が定める基本構想をいう。）」を削る。

第11条第3項及び第20条第2項中「第10条の3」を「第10条の4」に改める。

第28条中「ついて」の次に「、法第29条の規定による開発行為の許可、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認その他の」を加える。

第33条第2号を次のように改める。

（2）敷地の面積が5,000平方メートル以上の建築物の建築

第33条に次の2号を加える。

（3）延べ床面積が1万平方メートル以上の建築物の建築

（4）戸数が100以上の集合住宅の建築

第34条第1項第2号中「2週間」を「3週間」に改める。

第39条第1項中第12号を第13号とし、第2号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

（2）第25条第1項の規定による届出をしないとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第33条及び第39条第1項の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。